

岩手県告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、大船渡市から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和2年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 その他の公共空地
- 2 名称 中赤崎地区スポーツ交流ゾーン